

法人市民税の予定申告について

御社の今期事業年度にかかる法人市民税の予定申告について、関係書類を送付しますので、下記の事項にご留意の上申告納付されますようお願いいたします。

記

1 予定申告の税額

$$(1) \text{ 法人税割額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{前事業年度又は} \\ \text{前連結事業年度} \end{array} \right. \text{の確定法人税割額} - \left(\begin{array}{l} \text{リース特別控除取戻税額等又は個} \\ \text{別帰属リース特別控除取戻税額等} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{法人税割} \\ \text{の税率} \end{array} \right) \times \frac{6}{\begin{array}{l} \text{前事業年度又は} \\ \text{前連結事業年度} \end{array} \text{の月数}}$$

2 以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人においては、上記算式中の

$$\left(\begin{array}{l} \text{リース特別控除取戻税額等又は個} \\ \text{別帰属リース特別控除取戻税額等} \end{array} \times \text{法人税割の税率} \right) \text{に代えて、次の算式を用います。}$$

$$\begin{array}{l} \text{前事業年度又は} \\ \text{前連結事業年度} \end{array} \text{の算出法人税割額} \times \begin{array}{l} \text{リース特別控除取戻税額等又は個} \\ \text{別帰属リース特別控除取戻税額等} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{前事業年度又は} \\ \text{前連結事業年度} \end{array} \text{の課税標準となる法人税額}$$

$$(2) \text{ 均等割額} = \text{適用すべき均等割の税率} \times \frac{\text{算定期間中において} \\ \text{事務所等を有していた月数}}{12}$$

2 法人市民税の税率

法人等の区分		均等割の税率 (年額)	法人税割の税率
資本等の金額	市内の従業者数		
50億円を超える	50人を超えるもの	3,000,000円	$\frac{14.7}{100}$
10億円を超え 50億円以下	50人を超えるもの	1,750,000円	
10億円を超える	50人以下のもの	410,000円	
1億円を超え 10億円以下	50人を超えるもの 50人以下のもの	400,000円 160,000円	
1千万円を超え 1億円以下	50人を超えるもの 50人以下のもの	150,000円 130,000円	$\frac{12.3}{100}$
1千万円以下	50人を超えるもの	120,000円	
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円	

ご注意

資本等の金額とは、資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額）をいいます

3 申告納付期限

当該事業年度開始の日以後6箇月を経過した日から2箇月以内

4 納付場所

つくば市役所各庁舎(春日庁舎を除く)・吉沼出張所
常陽銀行
関東つくば銀行
三井住友銀行
足利銀行
茨城銀行
東日本銀行
みずほ銀行
UFJ銀行

りそな銀行
埼玉りそな銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合
ハナ信用組合
中央労働金庫
つくば市谷田部農業協同組合
つくば市農業協同組合
郵便局

5 次に該当する場合には、届け出てください。

- (1) 商号・本店所在地・代表者・資本等の金額・事業年度・申告書送付先に変更があつた場合。
- (2) 休業・合併・解散等をした場合。
- (3) 本市内事務所等を移転・閉鎖した場合。

法人市民税についてのお問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市谷田部4741番地
つくば市役所 財務部 市民税課 法人係
電話 029-836-1111(代表)